

# ▶▶ 守りたい

# お互いの人権 ◀◀

## 人権擁護委員は あなたの相談相手

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

### 仕事は

- みなさんの人権が侵されないように監視すること
- もし、人権を侵された人がいた場合には、相談相手になって救済すること
- 人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発につとめること

人権擁護委員制度をご存知ですか。6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、民間人による

人権擁護委員制度をこ存知です。6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

昭和三十二年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、民間人による

人間はだれでも  
幸福な生活を送る  
権利をもっています。  
これが人権です。

あなたの人権は守られていますか。  
他人の人権を侵していませんか。

## 町の人権擁護委員

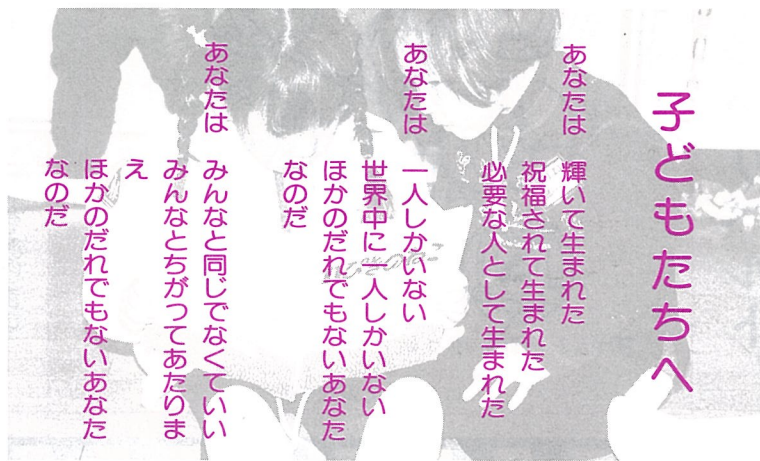
地区名	氏名	電話番号
日吉	久保田 恭 尊 (宝 米)	☎1360
南条	深 田 正 治 (虫 生)	☎1039
東陽	越 川 錬 三 (橋 場)	☎0337
	浅 野 肇 (入)	☎0475
白浜	椎 名 弘 明 (関)	☎0522

## 毎月第3水曜日は 人権相談の日

時 間 午後1時～3時  
場 所 町民会館 A会議室  
相談日 6/19・7/17・8/21・9/18・  
10/16・11/20・12/11(第2)  
1/16・2/19・3/19

## 子どもの人権を守ろう！

～いじめをしない・させない・見逃さない～



子どもたちへ

あなたは 輝いて生まれた

祝福されて生まれた

必要な人として生まれた

あなたは 一人しかいない

世界中に一人しかいない

ほかのだれでもないあなた

あなたは みんなと同じでなくていい

みんなとちがってあたりまえ

ほかのだれでもないあなた

子どもの人権問題は、いじめ、体罰など依然として深刻な状況です。特に「いじめ」については、自殺事件が相次いで発生し、その態様も陰湿、執拗なものが多く大きな社会問題です。いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうることで、私の子に限って絶対に無いとは言えない切れないので、

いじめは、いじめている子どもはもとより、いじめを止めない者や見逃している者の問題でもあります。次代を担うかけがえのない子供たちの命と人権を守るため、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携して取り組んでいます。